第 3 章　関係地域

第 3 章 関係地域

3.1 環境に影響を及ぼす地域の基準

本事業に係る環境に影響を及ぼす地域は、「埼玉県環境影響評価条例」第 4 条第 3 項の環境に影響を及ぼす地域に関する基準に基づき、計画区域周辺 3km とした。

3.2 環境に影響を及ぼす地域

前項の基準に基づき設定した、本事業に係る環境に影響を及ぼす地域は図 3.2-1 に示すとおりであり、日高市、鶴ヶ島市、坂戸市、川越市、飯能市及び毛呂山町が含まれる。

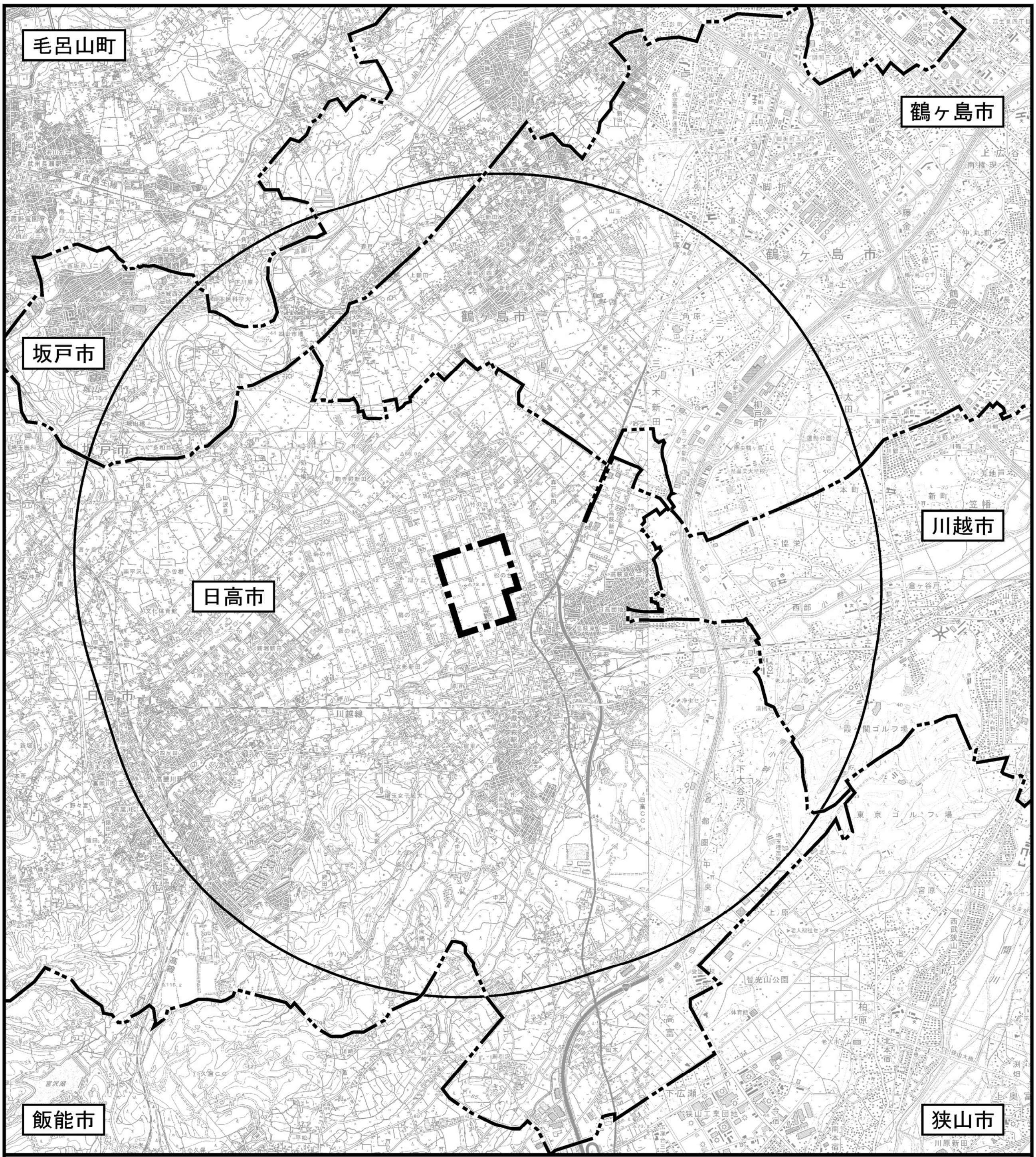

凡　例

計画区域

市町界

環境に影響を及ぼす地域
（計画区域敷地境界から3km）

図3.2-1　環境に影響を及ぼす地域

0　500　1,000　2,000m

N